



公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和 8 年 9 月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
液体クロマトグラフィー誘導結合プラズマ質量分析装置 (LC-ICP-MS) 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署等の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県環境部水大気環境課
(2) 所在地 長野市大字南長野幅下692- 2
- 3 落札者を決定した日
令和 8 年 5 月29日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 高山理化精機株式会社
(2) 所在地 松本市笹賀5652番18
- 5 落札金額
59,840,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
令和 8 年 4 月16日

水大気環境課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 8 年 9 月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友島内店
松本市大字島内4163- 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
有限会社カワフネ
松本市大字島内3782番地
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
有限会社ヤナギヤ	柳沢 真衣子	松本市大字島内4660

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	檜木野 仁司	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
有限会社ヤナギヤ	柳沢 真衣子	松本市大字島内4660

4

変更した年月日

令和 7 年 7 月 1 日

5

届出年月日

令和 8 年 6 月23日

6

届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・I T 振興課又は松本地域振興局商工観光課

7

縦覧の期間

令和 8 年 9 月28日から令和 9 年 1 月27日まで

8

意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。

9

意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・I T 振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・I T 振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 8 年 9 月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- あずみ野インターパーク C 街区
- 安曇野市豊科田沢6172番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
- 株式会社原信
- 新潟県長岡市中之島1993番地17
- 株式会社北越ケーズ
- 新潟県新潟市中央区美咲町一丁目 9 番25号
- 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中之島1993番地17
株式会社北越ケーズ	野村 弘	新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中之島1993番地17
株式会社北越ケーズ	今井 徳彦	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目 9 番25号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中之島1993番地17
株式会社北越ケーズ	野村 弘	新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
----	-------	----

株式会社原信	原 和彦	新潟県長岡市中之島1993番地17
株式会社北越ケーズ	今井 徳彦	新潟県新潟市中央区美咲町一丁目 9 番25号

- 4 変更した年月日
令和 6 年 9 月 18 日ほか
- 5 届出年月日
令和 8 年 7 月 27 日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・ I T 振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和 8 年 9 月 28 日から令和 9 年 1 月 27 日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月 19 日付け12産振第137号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・ I T 振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・ I T 振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 8 年 9 月 28 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
飯山ショッピングタウン
飯山市大字静間字町尻1388番地 2 号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
D C M株式会社
東京都品川区南大井六丁目22番 7 号
株式会社スワロースキー
飯山市大字静間1382番地 1 号
I T Xコミュニケーションズ株式会社
神奈川県横浜市西区南幸一丁目 1 番 1 号

- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
D C M株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番 7 号
株式会社スワロースキー	丸山 哲	飯山市大字静間1382番地 1 号
I T Xコミュニケーションズ株式会社	高田 泰司	神奈川県横浜市西区南幸一丁目 1 番 1 号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
D C M株式会社	神谷 浩邦	東京都品川区南大井六丁目22番 7 号
株式会社スワロースキー	丸山 哲	飯山市大字静間1382番地 1 号
I T Xコミュニケーションズ株式会社	高田 泰司	神奈川県横浜市西区南幸一丁目 1 番 1 号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番 7 号
株式会社スワロースキー	丸山 哲	飯山市大字静間1382番地 1 号
I T X コミュニケーションズ株式会社	高田 泰司	神奈川県横浜市西区南幸一丁目 1 番 1 号
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	神谷 浩邦	東京都品川区南大井六丁目22番 7 号
株式会社スワロースキー	丸山 哲	飯山市大字静間1382番地 1 号
I T X コミュニケーションズ株式会社	高田 泰司	神奈川県横浜市西区南幸一丁目 1 番 1 号
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28号

- 4 変更した年月日
令和 8 年 3 月 1 日
- 5 届出年月日
令和 8 年 6 月17日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・ I T 振興課又は北信地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和 8 年 9 月28日から令和 9 年 1 月27日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・ I T 振興課又は北信地域振興局商工観光課

産業立地・ I T 振興課

公告
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。
なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。
令和 8 年 9 月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
茅野ショッピングセンターメリーパーク
茅野市宮川4483番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルエー企画
茅野市宮川4449番地 1
伊藤 賦
茅野市宮川4520番地
伊藤 靖
茅野市宮川4457番地 2
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)		
名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28
D C M株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番 7 号
株式会社良品計画	清水 智	東京都文京区後楽二丁目 5 番 1 号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地 3

(変更後)		
名称	代表者氏名	住所
株式会社デリシア	森 真也	松本市大字今井7155番地28
D C M株式会社	神谷 浩邦	東京都品川区南大井六丁目22番 7 号
株式会社良品計画	清水 智	東京都文京区後楽二丁目 5 番 1 号
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	安藤 浩	長野市鶴賀緑町1393番地 3

- 4 変更した年月日
令和 8 年 3 月 1 日
- 5 届出年月日
令和 8 年 6 月15日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・ I T 振興課又は諏訪地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和 8 年 9 月28日から令和 9 年 1 月27日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・ I T 振興課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業立地・ I T 振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 8 年 9 月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
安曇野ショッピングセンター
安曇野市三郷温2716－ 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社安曇野ビルディング
安曇野市三郷温2716－ 1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	三浦 弘	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番 8 号

佐々木 賢吾	—	安曇野市三郷明盛1744番地 1
佐々木 清	—	安曇野市三郷明盛1739番地 2
株式会社宮脇書店	宮脇 範次	香川県高松市旭新町 2 番地19
株式会社メガネのナガタ	永田 滋弘	諏訪市大字四賀2323
有限会社まるえい	帯刀 勉	安曇野市穂高4331
株式会社西松屋チェーン	大村 浩一	兵庫県姫路市飾東町庄266番地 1
丸山 真由美	—	松本市梓川梓6876番地 2
松澤 順一	—	安曇野市三郷小倉2493番地 3
イオンバイク株式会社	松尾 和英	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 番地 4
株式会社オギノ	荻野 雄二	山梨県甲府市徳行一丁目 2 番18号
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の 1
株式会社シューマート	五明 誠司	長野市川中島町上氷鉋1685番地13
佐野 生子	—	安曇野市穂高2629

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	三浦 弘	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番 8 号
佐々木 清	—	安曇野市三郷明盛1739番地 2
株式会社宮脇書店	宮脇 範次	香川県高松市旭新町 2 番地19
株式会社メガネのナガタ	永田 滋弘	諏訪市大字四賀2323
有限会社まるえい	帯刀 勉	安曇野市穂高4331
株式会社西松屋チェーン	大村 浩一	兵庫県姫路市飾東町庄266番地 1
松澤 順一	—	安曇野市三郷小倉2493番地 3
イオンバイク株式会社	松尾 和英	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 番地 4
株式会社オギノ	荻野 雄二	山梨県甲府市徳行一丁目 2 番18号
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 英介	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の 1
株式会社シューマート	五明 誠司	長野市川中島町上氷鉋1685番地13
佐野 生子	—	安曇野市穂高2629
スギホールディングス株式会社	杉浦 克典	愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番 4
佐野 生子	—	安曇野市穂高2629

- 4 変更した年月日
令和 8 年 3 月31日ほか
- 5 届出年月日
令和 8 年 7 月 6 日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・ I T 振興課又は松本地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和 8 年 9 月28日から令和 9 年 1 月27日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・ I T 振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 8 年 9 月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 千曲ショッピングタウン
- 千曲市大字桜堂235番地 1 号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
- 株式会社千曲社
- 上田市天神二丁目 1 番22号
- 山崎 俊一
- 千曲市大字桜堂396番地

- 3 変更した事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番 7 号
株式会社シューマート	霜田 清	長野市川中島町上氷鉋1685番地13

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	神谷 浩邦	東京都品川区南大井六丁目22番 7 号
株式会社シューマート	五明 誠司	長野市川中島町上氷鉋1685番地13

- 4 変更した年月日
- 令和 7 年 8 月 1 日ほか
- 5 届出年月日
- 令和 8 年 6 月17日
- 6 届出書の縦覧の場所
- 長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
- 令和 8 年 9 月28日から令和 9 年 1 月27日まで
- 8 意見書の様式
- 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
- 長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 8 年 9 月28日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
信濃の里ショッピングタウン
長野市川中島町御厨41番地3号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社本久
長野市桐原一丁目3番5号
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	石黒 靖規	東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社シューマート	霜田 清	長野市川中島町上氷鉋1685番地13

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
DCM株式会社	神谷 浩邦	東京都品川区南大井六丁目22番7号
株式会社シューマート	五明 誠司	長野市川中島町上氷鉋1685番地13

- 4 変更した年月日
令和7年8月1日ほか
- 5 届出年月日
令和8年6月17日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和8年9月28日から令和9年1月27日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和8年9月28日

長野県長野建設事務所長 江 守 護

- 1 許可番号
令和8年8月4日 長野県長野建設事務所指令8長建第53ー7号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字小河原字新田組沖3978ー2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市若槻東条493ー1 ジョリー若槻B102
北 川 亮、北 川 純 香

都市・まちづくり課